

令和 7 年度高知市立愛宕中学校部活動の方針

1 本校における部活動の位置づけ

本校における部活動は、教育活動等と同様に、学校教育目標「自己指導を高め、自ら課題解決できる生徒の育成」の具現化を目的として行われる。

2 本校における部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動運営方針の策定等に関すること

ア 校長は、高知市運動部活動ガイドライン（平成 30 年 12 月策定）を参考に毎年度「高知市立愛宕中学校部活動運営方針」を策定する。

イ 校長は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を担当職員に作成させ、提出をさせるものとする。

ウ 校長は、アの内容を、保護者には PTA 総会で説明する。さらに部活動加入生徒には 4 月に開催される「部活動発足式」において、同保護者にも 4 月に開催する「部活動合同保護者会」において説明をするものとする。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築について

ア 校長は令和 7 年度、本校に以下の部活動を置く。

【体育部】

サッカー部・ソフトテニス部・卓球部・バスケットボール部・バドミントン部・バレーボール部・野球部・ソフトボール部・陸上競技部・駅伝部

※ 水泳部・剣道部・空手部については、中体連主催の大会引率のみとする。

【文化部】

読書部・吹奏楽部・放送部・美術部・英語部

イ 校長はアの各部活動に対して顧問・副顧問を配置する。

ウ 本校生徒は、顧問・副顧問に入部届を提出することで部員となることができる。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行うものとする。

オ 校長は、各部活動の保護者に対して保護者会の結成及び加入の依頼を行う。

カ 校長は、PTA 総会で承認された生徒活動費を各部活動に配分して活動をさせることとする。なお、活動費が不足する場合には、保護者会において説明し、理解を得たうえで保護者会費を徴収することができるものとする。保護者会費の額の決定や徴収及び予算・決算・監査等の管理については保護者会に委託するものとする。

キ 校長は、必要に応じて顧問・副顧問会、キャプテン会、部活動集会を開催し、

生徒の自治活動を援助することに努めるものとする。

3 本校における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び顧問・副顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 校長及び顧問・副顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

(2) 適切な休養日等の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを基準とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを基準とする)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うことを基準とする。
- ウ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基準とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 定期考査発表中における部活動停止期間を設ける。定期考査終了日より10日以内に公式戦・コンクール等のある部活動は職員会で承認され、保護者会の了承を得た上で、1時間程度の練習を認めることがある。

(3) 熱中症事故の防止

- ア 校長及び顧問・副顧問は、熱中症の予防に最大限の努力を行う。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問・副顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 その他

(1) 台風等の接近や集中豪雨、地震等への対応

- ア 授業日については、学校及び市教委が行う判断通りとする。
- イ 授業日以外の練習については、練習開始1時間前に「大雨」「洪水」「暴風」のいずれかの警報が高知市に発令されていた場合は、活動を中止することとする。